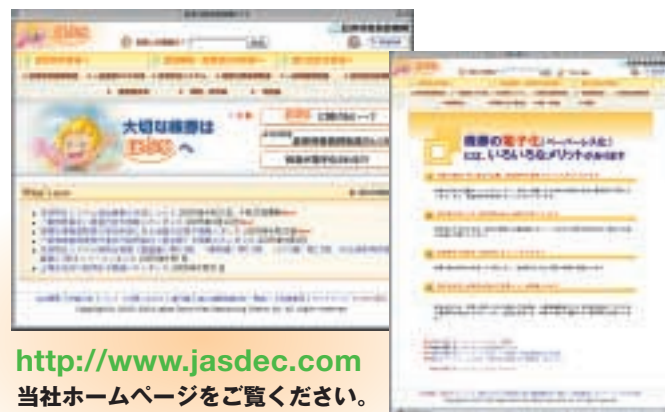


沿革

昭和59年 5月15日	「株券等の保管及び振替に関する法律」公布 (同年11月14日施行)
12月 6日	法務大臣、大蔵大臣より設立許可、財団法人 証券保管振替機構(財団)発足
昭和60年 5月27日	法務大臣、大蔵大臣より保管振替機関としての 指定
平成 3年10月 9日	保管振替事業の開始(当初東証上場50銘柄を対象)
4年10月 9日	保管振替事業の全面实施
12年 5月 8日	新保振システム稼働
13年 6月27日	「株券等の保管及び振替に関する法律の一部 を改正する法律」公布(同14年4月1日全面施行)
9月10日	決済照合システムの稼働
11月 2日	「証券保管機関の株式会社化の具体的枠組み について」の公表(日証協主宰「証券受渡・決済制 度改革懇談会」)
11月26日	新株予約権付社債券(CB)の取扱い開始
14年 1月 4日	株式会社 証券保管振替機構設立
6月17日	財団から保管振替事業の全部譲受(財団は解散)
15年 1月10日	「社債等の振替に関する法律」に基づく振替 機関として指定
3月27日	株券喪失登録情報照会システム(SITRAS) 稼働
3月31日	短期社債振替制度の実施
6月 6日	株式会社ほふりクリアリング設立
16年 4月 6日	株式会社ほふりクリアリングが有価証券債務 引受業の免許を取得
5月17日	一般振替DVP決済の取扱い開始
6月 9日	株式等決済合理化法公布
17年 2月14日	決済照合システムへの国債レポ・現先の照合 機能の追加
5月 2日	電子CPの発行残高が初めて10兆円を超える

株主メモ

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
配当金受領 株主確定日	株主配当金 3月31日
株主確定日	毎年3月31日
株式の名義書換 取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 株式会社 証券保管振替機構
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
公告掲載新聞	日本経済新聞
貸借対照表及び 損益計算書の ホームページアドレス	http://www.jasdec.com
株式の譲渡制限	当社の株式を譲渡する場合には 取締役会の承認が必要です。



<http://www.jasdec.com>
当社ホームページをご覧ください。

●お問合せ先

株式会社証券保管振替機構 総務部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 TEL.03-3661-0161

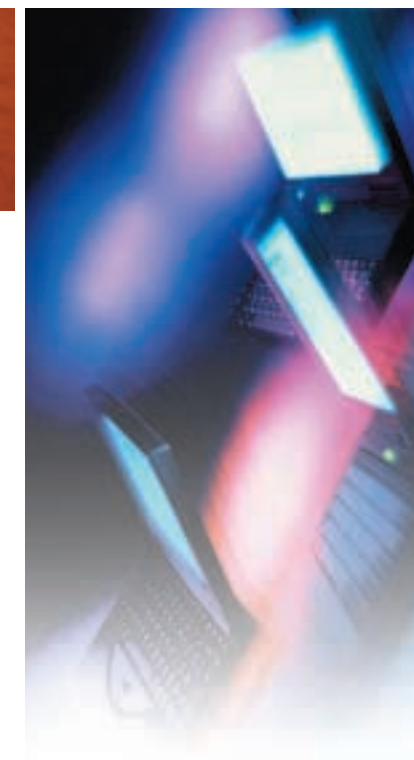
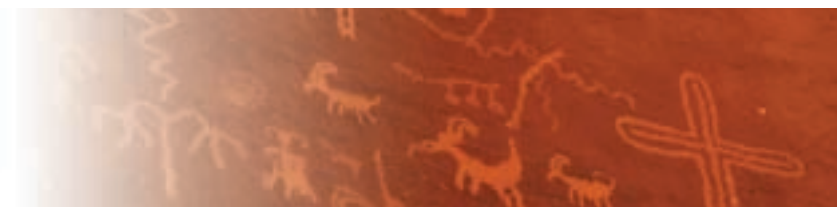
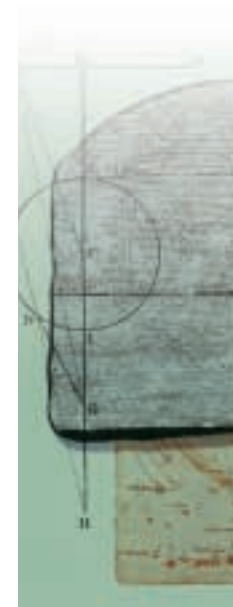


株式会社 証券保管振替機構
Japan Securities Depository Center, Inc.



第4期 事業報告書

2004年4月1日から2005年3月31日まで





代表取締役社長 竹内克伸

ほふり は、我が国の証券決済制度改革の実現に向けて、
新たな振替制度の構築に積極的に取り組んでおります。

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社の第4期事業報告書をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ご高承のとおり、当社は、証券決済インフラの担い手として、証券決済の安全性、効率性及び利便性の向上を推進すべく、我が国の証券決済制度改革の実現に向けた新たな振替制度の構築等に積極的に取り組んでおります。

具体的には、まず、当社及び(株)ほふりクリアリング(当社の全額出資子会社)は、平成16年5月に一般振替DVP制度を開始いたしました。

現在、一般振替DVP決済が一般振替全体の約6割を占めるまでに至り、DVP参加者には主要な決済手段としてご利用いただいております。一般振替DVPにつきましては、今後とも、引き続き安定的なサービスの提供に努めてまいります。

短期社債振替制度につきましては、手形CPからの移行促進に向け広報活動を展開したことや昨年度末に手形CPに係る印紙税特別措置の期限を迎えたことなどから、短期社債の取扱いに同意する発行者が大幅に増加しております。また、利用者の一層の利便性の向上を図るべく、平成18年1月稼働に向け、一般債振替システムとの共通開発によるシステムの改善を行っております。

決済照合制度につきましては、平成16年5月の一般振替DVP制度の開始にあわせ、決済照合システムと口座振替システムが連結され、DVP決済を完了させることができるようになりました。

平成17年2月には、日本国債清算機関における債務引受の前提となる機能として、国債レポ・現先の照合機能を追加いたしました。更に、一般債・短期社債に係る約定・決済照合機能の提供に向け、鋭意準備を進めております。

また、一般債振替制度につきましては、「一般債振替制度要綱」に基づき、平成18年1月の制度開始に向け、一般債振替システムの開発を進めるとともに、発行体への制度説明、既発債の円滑な移行に向けた対応等の準備作業を行っております。

投資信託振替制度につきましては、平成16年9月に「投資信託振替制度要綱」をとりまとめ、平成19年1月の制度開始に向け、投信振替システムの開発に着手するとともに、既発投信の円滑な移行に向けた対応を進めてまいります。

更に、平成16年6月に株券電子化に係る法律が成立いたしました。これに伴い、株券電子化の実現に向け、関係者のニーズを踏まえ、実務処理スキームや移行方法等の検討を進め、制度要綱を取りまとめたいと考えております。

最後に、株券の保管残高は、平成17年3月末現在で2,621億株となり、発行済株式数の7割を超

えるまでに至りましたが、海外主要国と比較してもまだまだ十分な状況にあるとは言えません。株券の預託率向上は、証券決済制度改革の実現のために、極めて重要な要素であると考えております。引き続き、関係方面のご協力をお願いしたいと考えております。

また、アジア太平洋CSD会議(ACG)東京総会の開催が平成17年11月に予定されておりますが、このような国際交流を通じて、海外CSDとの情報交換を緊密にし、一層の関係強化を図り、対外的な関係整備を図ってまいります。

当社といたしましては、参加者をはじめとした利用者の皆様方のニーズをより一層的確にとらえ、証券決済インフラの担い手として、引き続き、安全性、効率性及び利便性の向上など機能強化に努め、証券決済制度改革の実現に寄与してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、当社の事業に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

平成17年6月

株式会社証券保管振替機構

代表取締役社長

竹内克伸

電子化に向けた新たな振替制度を構築し、保振機能の一層の強化に努めます。

電子化の推進

一般債振替制度の実施

一般債振替制度のサービスを開始する（平成18年1月）とともに、既発債の一般債振替制度への円滑な移行のための対応を進めてまいります。

投資信託振替制度の実施

システム開発等の所要の対応を行い、投資信託振替制度のサービスを開始する（平成19年1月）とともに、既発投信の投資信託振替制度への円滑な移行のための対応を進めてまいります。

なお、上場投信については、株券の電子化と平仄を合わせて対応してまいります。

株券電子化への対応

株券電子化の実現に向け、関係者のニーズを踏まえたうえで、実務処理スキームや移行方法等の検討を進め、新たな振替制度の構築に取り組んでまいります。

短期社債振替制度の利用促進

電子CP（短期社債）の利用促進、普及・定着を図り、マーケットの一層の拡大に向けた広報活動を展開いたします。更に、一般債振替システムとの共通開発により、短期社債振替システムの一層の利便性向上を図ってまいります。

STP化の推進

決済照合システムの機能拡充

一般債・電子CPに係る約定・決済照合機能の提供等、決済照合システムの更なる機能拡充を図ってまいります。

株券の預託推進

株券の預託推進

マスメディアや参加者等を通じた株券保管振替制度のPRにより、株券の預託をより一層推進し、株券電子化への円滑な移行及び保管振替制度の充実を図ってまいります。

一般振替DVP制度の利用促進

一般振替DVP制度の整備、改善及びサービスの拡充について引き続き調査・検討を行い、適宜、実現していくことにより、その利用促進を図ってまいります。

効率的かつ安定的な機能の提供等

システムの中長期計画の策定

効率的かつ安全なシステム構築を目指し、株券電子化、口座振替システムのリプレース等に向け、システムの中長期計画を策定いたします。

セキュリティ対策の強化

安定的かつ確実に決済機能を提供できるよう、災害時等における事業継続体制の整備に努めるとともに、情報セキュリティ対策の一層の強化を図ってまいります。

海外CSDとの関係強化と対外関係の整備

アジア太平洋CSD会議東京総会や世界CSD会議のアジア地域での開催等を通じて、海外CSDとの情報交換を緊密化し、一層の関係強化を図り、対外的な関係整備を図ってまいります。

安全性、効率性及び利便性を追求し、証券決済 インフラとしての 基盤強化に取り組みました。

一般振替DVP制度の開始

当社及び(株)ほふりクリアリングは、平成16年5月17日に一般振替DVP制度を開始いたしました。

制度開始以降、1営業日当たりのDVP振替件数は平均約6万件と当初予測を大幅に上回り、一般振替DVPが一般振替全体の約6割を占めるまでに至り、DVP参加者には主要な決済手段としてご利用いただいております。

短期社債振替制度の運営

平成16年度は、手形CPからの移行促進のため積極的に広報活動を行い、また、同年度末に手形CPに係る印紙税特別措置の期限が到来したことなどから、短期社債の取扱いに同意する発行者が大幅に増加いたしました。その結果、同年度末時点で発行者数は238社（前年同期比200社増）、発行残高は4兆8,633億円（同3兆4,601億円増）となりました。

また、平成16年4月1日から、短期外債（いわゆるサムライ電子CP）を取扱対象として追加いたしました。

短期社債振替システムでは、利用者の利便性の向上のため、平成18年1月稼働に向けて一般債振替シ

ステムとの共通開発（短期社債振替システムフェーズII）を行っております。

決済照合システムの機能拡充

決済照合システムにおいては、平成16年5月の一般振替DVP制度の開始にあわせ、決済照合システムと口座振替システムが連結され、照合一致となった場合には、口座振替システムに自動的にDVP振替請求データが送信され、DVP決済を完了させることができるようになりました。平成17年2月には、同年5月開業の日本国債清算機関における債務引受の前提となる機能として、国債レポ・現先の照合機能を追加いたしました。

一般債振替制度の実施に向けた対応

社債、地方債等一般債の振替制度については、平成18年1月の制度開始に向け、「一般債振替制度要綱」に基づき、具体的な対応を図るとともに、既発債の移行実務に関する説明会や発行者向けの制度説明会を実施いたしました。また、平成16年5月に、システム接続に必要な接続仕様書、平成17年3月には総合テスト等の概要をそれぞれ公表する等、システム対応を進めております。

投資信託振替制度の実施に向けた対応

投資信託振替制度については、平成16年9月に、基本スキームである「投資信託振替制度要綱」を、更に平成17年1月に「投信振替システム システム処理概要」を取りまとめ、平成19年1月の制度実施に向けてシステムの開発に着手いたしました。

株券電子化への対応

平成16年8月から、政省令対応に関する検討会（金融庁主催）に参画し、株券電子化後の振替制度の基本的な仕組み及び振替機関の役割について関係者と検討を重ねております。また、証券決済制度改革推進センターの「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」に参加し、株券電子化の周知・啓蒙等について検討を重ねております。

株券等保管振替制度の改善

株券保管振替制度における損失補填制度の整備、新株予約権付社債の権利行使に伴う口座振替等を利用した自己株式充当スキームの構築、預託株券の名義書換提出の翌日化、更には、SITRAS(株券喪失登録情報等

照会システム)の機能改善、偽造株券等事故株券の連絡体制の構築、盗難・紛失株券の実務改善、参加者自己分通知のファイル伝送化など、株券等保管振替制度に関する様々な制度改善を実施いたしました。

株券の預託推進

株券保管振替制度への一層の理解を図るべく、テレビコマercialの提供や新聞等への広告掲載、参加者及び発行会社を通じたパンフレットやQ&A集の配布等のPR活動を積極的に行いました。また、全上場会社を対象に説明会を開催し、株券保管振替制度改善への取組みについて報告するとともに、預託推進の理解・協力を求めました。更に、預託状況を把握するため、名義書換代理人及び証券会社にご協力いただき、株式所有者の属性別の預託状況及び保護預り株券の保管状況について調査し、結果を公表いたしました。

株券等に係る手数料の見直し

株券等保管振替制度の下で当社が提供するサービスのうち、口座振替に係るものについては券面処理を伴わないことなどから、株券電子化を見据え、株券等に係る振替手数料について、従来の株数を徴収基準とした料率体系(従来体系)から口座振替の処理件数を基準

とした体系（新体系）に見直し、平成17年4月1日から実施することといたしました。

新体系に係る徴収料率（株券）については、1件につき、一般振替は200円（標準料率）、区分口座間振替は50円、取引所取引決済の振替は100円（標準料率）とし、一般振替及び取引所取引決済の振替に係る一定件数以下の部分又は一定件数を超える部分は軽減料率（標準料率の2分の1）を適用することといたしました。

ただし、参加者の費用負担に係る激変緩和の観点から、概ね、株券電子化までの間における振替手数料については、従来体系により算出される額と新体系により算出される額と比較し、増加又は減少する額の一定割合（平成17年度を2割とし、以降平成20年度にかけて毎年度2割ずつ増加）を乗じた額を、従来体系により算出される額に増加又は減少した額とし、段階的に新体系に移行する負担方法とする経過措置を設けました。

また、株券電子化への円滑な移行にあたって、株券の預託をより一層推進するため、平成16年10月1日から、株券に係る預託については手数料を課さないこととするともに、前述の振替手数料に係る料率体系の見直しに伴う参加者への影響にも配慮し、平成17年4月1日から、株券等に係る保管手数料については、基本料率を引き下げることといたしました（1日・1単位につき0.06円⇒0.05円）。

一方、最近、短期間に大幅な株式分割を繰返し実施

している銘柄があり、このような大幅な株式分割等を行った株式に係る手数料については、特例的に対応することとし、預託、交付、振替及び保管手数料について、それぞれ軽減措置を平成16年4月1日から適用することとしたほか、機構名義への書換取次手数料についても、所要の措置を講じることといたしました。

海外CSDとの関係強化

海外CSDとの相互協力関係の発展・強化を図るため、情報交換及び相互協力に関する覚書を平成16年11月2日に台湾証券集中保管公司（Taiwan Securities Central Depository Co., Ltd. (TSCD)）と、また、平成17年2月21日には韓国証券預託院（Korea Securities Depository (KSD)）とそれぞれ締結いたしました。



平成16年11月2日、台湾証券集中保管公司 (Taiwan Securities Central Depository Co., Ltd. (TSCD)）との覚書締結



平成17年2月21日、韓国証券預託院 (Korea Securities Depository (KSD)）との覚書締結



制度をご理解し、ご利用いただくために、さまざまなツールで広報活動を行っています。



株券の預託推進のTVコマーシャル、みつばちマーヤをキャラクターとしたホームページ、日刊紙への広告、ポスター、パンフレットなどを通じてほふり制度の認知度向上に努めております。

TVCM

「報道特集」（TBS系列）や「いい旅・夢気分」（テレビ東京系列）のテレビ番組を提供し、「ほふり」制度のテレビコマーシャルを放映しております。

パンフレット・Q&A集など

みつばちマーヤをイメージキャラクターに起用した広告を新聞等の媒体を通じ掲載するとともに、パンフレットやQ&A集を証券会社の店頭などを通じ配布するなど、「ほふり」制度を理解し、ご利用いただくために、さまざまなツールで広報活動を行っています。

ホームページ

「ほふり」のホームページのデザイン等を、投資家のみなさまが「ほふり」制度に親しんでいただけるよう一新いたしました。



●部門別の概況

株券等保管振替業務

●口座振替業務

株券の口座振替株数（取引所取引及び一般振替の合計）は、活発な株式の売買等に伴い、月間平均710億株で推移するなど、前年度に引き続き口座振替が活発に利用されました。この結果、株券、新株予約権付社債券、ETF受益証券などの口座振替業務に係る収益は、12,422,212千円となりました。

●保管業務

当期末の保管残高は、特定口座への受入れが盛んに行われたこともあり、株券が2,621億株、新株予約権付社債券は26,042億円、ETF受益証券は1,708百万口となりました。この結果、株券、新株予約権付社債券、ETF受益証券などの保管業務に係る収益は、5,468,824千円となりました。

短期社債振替業務

短期社債振替制度については、当期末時点で、発行者数が238社（前年同期比200社増）、発行残高は4兆8,633億円（同3兆4,601億円増）、振替件数は11,772件（同9,710件増）となりました。その結果、短期社債振替業務に係る収益は、55,659千円となりました。

決済照合業務

決済照合については、前年度に引き続き、株式の売買が活発であったことなどにより、その利用は順調に推移いたしました。この結果、決済照合業務に係る収益は、1,405,066千円となりました。

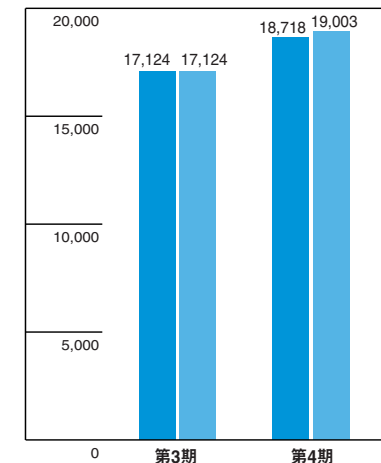
その他業務

SITRAS（株券喪失登録情報等照会システム）については、特定口座への受入れ期限が平成16年12月末であったことから、同年後半における照会件数が、平年に比べ大幅に増加いたしました。また、株券の預託増や名義書換提出の翌日化により名義書換取次が増加したことから、その他業務に係る収益は、3,818,359千円となりました。

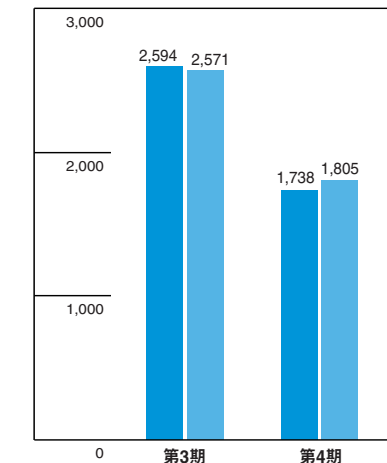
なお、当社は、当期において、4,451,991千円の手数料割戻しを実施いたしました。

■ 単体 ■ 連結

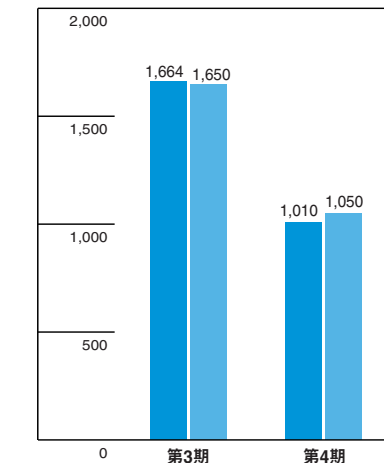
営業収益の推移 (単位：百万円)



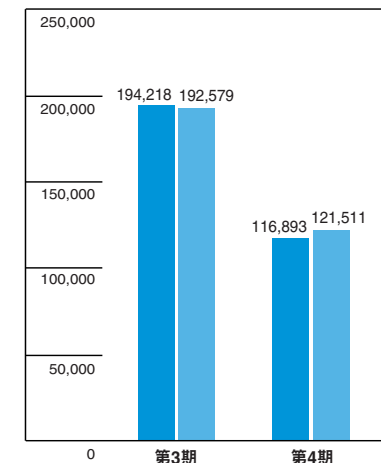
経常利益の推移 (単位：百万円)



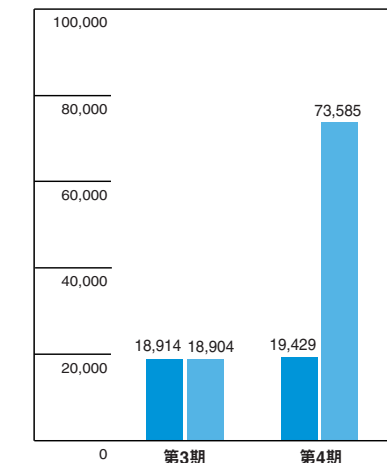
当期純利益の推移 (単位：百万円)



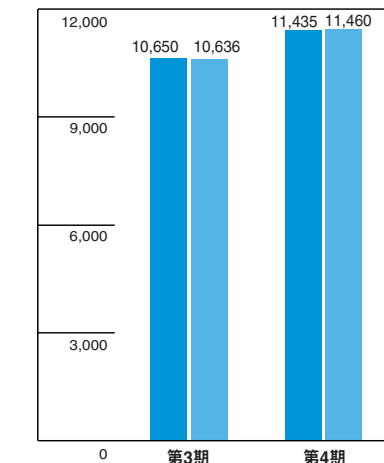
1株当たり当期純利益の推移 (単位：円)



総資産の推移 (単位：百万円)



純資産の推移 (単位：百万円)



(注) 第4期(連結)における総資産には、参加者基金特定資産54,570百万円が含まれております。

貸借対照表 — 資産の部

平成17年3月末で前期比515百万円増の19,429百万円の資産を有しております。このうち、流動資産は、5,377百万円となっており、その中で構成比が高いのは、平成17年3月分の振替手数料や保管手数料など手数料に係る営業未収入金3,975百万円、現金及び預金1,089百万円となっております。一方、固定資産は、14,052百万円となっており、このうち、無形固定資産が10,625百万円と固定資産の75%となっております。これは主に、平成16年5月に事業を開始した一般振替DVP制度等に係るソフトウェアとなっております。

単体貸借対照表 (単位：千円)

	当期末 平成17年3月31日現在	前期末 平成16年3月31日現在
資産の部		
流動資産	5,377,077	5,254,043
現金及び預金	1,089,777	1,140,363
営業未収入金	3,975,368	3,803,048
前払費用	183,668	164,615
繰延税金資産	44,158	120,135
未収法人税等	74,778	—
その他	9,324	25,880
固定資産	14,052,641	13,660,587
有形固定資産	2,111,105	1,994,880
建物	708,616	121,454
工具器具備品	1,402,488	1,873,426
無形固定資産	10,625,209	10,547,678
ソフトウェア	9,694,034	3,625,132
ソフトウェア仮勘定	920,785	6,912,863
電話加入権	8,728	7,906
電話施設利用権	1,661	1,776
投資その他の資産	1,316,326	1,118,027
関係会社株式	620,000	620,000
長期前払費用	31,721	42,539
繰延税金資産	154,948	30,869
長期差入保証金	509,656	424,619
資産合計	19,429,718	18,914,630

	当期末 平成17年3月31日現在	前期末 平成16年3月31日現在
負債の部		
流動負債	7,886,924	8,188,103
営業未払金	2,266,086	1,846,473
短期借入金	5,000,000	5,000,000
未払金	341,871	503,167
未払費用	14,631	13,100
未払法人税等	—	644,702
預り金	5,627	4,424
賞与引当金	107,178	97,987
未払消費税等	151,187	77,617
その他	342	630
固定負債	107,509	76,032
退職給付引当金	52,249	32,862
役員退職慰労引当金	55,260	43,170
負債合計	7,994,433	8,264,136
資本の部		
資本金	4,250,000	4,250,000
資本剰余金	4,250,000	4,250,000
資本準備金	4,250,000	4,250,000
利益剰余金	2,935,284	2,150,494
任意積立金	1,485,935	485,935
別途積立金	1,485,935	485,935
当期末処分利益	1,449,349	1,664,558
資本合計	11,435,284	10,650,494
負債及び資本合計	19,429,718	18,914,630

負債の部

負債合計は前期比269百万円減の7,994百万円となっており、このうち流動負債が7,886百万円と負債合計の98%を占めております。主な内訳としましては、短期借入金が5,000百万円、営業未払金が2,266百万円となっております。

資本の部

資本合計は利益剰余金の増加により前期比784百万円増の11,435百万円となっております。利益剰余金の内訳としましては、別途積立金が1,485百万円、当期末処分利益が1,449百万円となっております。

損益計算書

営業収益は、景気回復傾向を背景に、東京証券取引所等における株式の売買が活発に行われたことなどから、保管振替制度が活発に利用され、その結果、振替手数料が12,422百万円となる一方、保管残高も順調に増加し、保管手数料が5,468百万円となるなど、前期比1,594百万円増の18,718百万円となりました。また、営業費用は、主に一般振替DVP制度の開始に伴い、システム等維持関連費や減価償却費が増加したことなどにより、前期比2,414百万円増の16,915百万円となっております。

単体損益計算書 (単位：千円)

	当 期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	前 期 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
営業収益	18,718,131	17,124,010
営業収益	18,718,131	17,124,010
営業費用	16,915,117	14,500,635
販売費及び一般管理費	16,915,117	14,500,635
営業利益	1,803,013	2,623,374
営業外収益	2,132	4,632
受取利息	28	19
雑収入	2,104	4,613
営業外費用	66,263	33,527
支払利息	65,918	30,438
雑損失	344	3,089
経常利益	1,738,883	2,594,480
特別利益	77,617	—
過年度未払消費税戻入益	77,617	—
特別損失	275,248	4,556
固定資産売却損	—	69
固定資産除却損	247,324	4,487
システム運用解約一時金	27,923	—
税引前当期純利益	1,541,252	2,589,923
法人税、住民税及び事業税	578,363	963,297
法人税等調整額	△ 48,102	△ 37,932
当期純利益	1,010,990	1,664,558
前期繰越利益	438,358	—
当期末処分利益	1,449,349	1,664,558

利益処分 (単位：円)

	当 期 平成17年6月21日
当期末処分利益	1,449,349,838
これを次のとおり処分いたしました。	
株主配当金 (1株につき25,000円)	212,500,000
役員賞与金 (うち監査役賞与金)	17,400,000 2,900,000
任意積立金	
別途積立金	1,000,000,000
次期繰越利益	219,449,838

■注記

- 重要な会計方針
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
 - 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
建物（建物附属設備は除く。）については定額法、その他については定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～49年
工具器具及び備品 2～15年
無形固定資産
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて定額法によっております。
長期前払費用
均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - 引当金の計上基準
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
 - リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- 貸借対照表に関する注記
 - 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 43,977千円
短期金銭債務 500,301千円
 - 有形固定資産の減価償却累計額2,828,496千円
 - 無形固定資産の減価償却累計額5,836,033千円
- 損益計算書に関する注記
1株当たり当期純利益116,893.05円

連結財務諸表

Consolidated Financial Statements

当社は、株式会社ほふりクリアリングを平成15年6月に設立しました。

(同社は、平成16年4月に清算業務を行うための有価証券債務引受業の免許を取得し、また、平成16年5月から営業を開始いたしました。)

連結貸借対照表 (単位：千円)

	当期末 平成17年3月31日現在	前期末 平成16年3月31日現在		当期末 平成17年3月31日現在	前期末 平成16年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	60,147,136	5,856,446	流動負債	62,017,706	8,191,785
現金及び預金	1,203,318	1,733,336	営業未払金	2,281,906	1,846,861
営業未収入金	4,056,477	3,803,048	短期借入金	4,500,000	5,000,000
繰延税金資産	50,470	129,490	未払法人税等	26,222	644,944
未収法人税等	74,778	—	賞与引当金	115,199	100,675
参加者基金特定資産	54,570,593	—	未払消費税等	160,540	77,617
その他	191,498	190,570	預り参加者基金	54,570,593	—
			その他	363,243	521,687
固定資産	13,438,687	13,047,936	固定負債	107,509	76,032
有形固定資産	2,116,644	2,001,565	退職給付引当金	52,249	32,862
建物	712,863	126,091	役員退職慰労引当金	55,260	43,170
工具器具備品	1,403,780	1,875,473	負債合計	62,125,215	8,267,818
無形固定資産	10,625,439	10,547,956			
ソフトウェア	9,694,192	3,625,337	少数株主持分		
ソフトウェア仮勘定	920,785	6,912,863	少数株主持分	—	—
その他	10,462	9,755			
			資本の部		
投資その他の資産	696,603	498,415	資本金	4,250,000	4,250,000
長期前払費用	31,998	42,927	資本剰余金	4,250,000	4,250,000
長期差入保証金	509,656	424,619	利益剰余金	2,960,609	2,136,565
繰延税金資産	154,948	30,869	資本合計	11,460,609	10,636,565
資産合計	73,585,824	18,904,383	負債、少数株主持分及び資本合計	73,585,824	18,904,383

連結損益計算書 (単位：千円)

	当 期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	前 期 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
営業収益	19,003,966	17,124,010
営業収益	19,003,966	17,124,010
営業費用	17,091,838	14,523,677
販売費及び一般管理費	17,091,838	14,523,677
営業利益	1,912,128	2,600,332
営業外収益	1,447	4,633
受取利息	34	19
参加者基金信託運用益	478	—
雑収入	934	4,613
営業外費用	108,239	33,527
支払利息	65,616	30,438
コミットメントフィー	33,294	—
参加者基金信託運用報酬	8,984	—
雑損失	344	3,089
経常利益	1,805,336	2,571,437
特別利益	77,617	—
過年度未払消費税戻入益	77,617	—
特別損失	275,248	4,556
固定資産売却損	—	69
固定資産除却損	247,324	4,487
システム運用解約一時金	27,923	—
税金等調整前当期純利益	1,607,705	2,566,881
法人税、住民税及び事業税	602,519	963,539
法人税等調整額	△45,058	△47,288
当期純利益	1,050,244	1,650,629

連結キャッシュ・フロー計算書 (単位：千円)

	当 期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	前 期 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,607,705	2,566,881
減価償却費	3,923,948	2,838,420
賞与引当金の増加額	14,524	12,613
退職給付引当金の増加額	19,386	10,290
役員退職慰労引当金の増加額	12,090	24,810
受取利息	△ 34	△ 19
支払利息	65,616	30,438
有形固定資産売却損	—	69
有形固定資産除却損	55,038	4,487
無形固定資産除却損	192,285	—
営業債権の増加額	△ 253,428	△ 703,542
営業債務の増加額	435,044	556,141
その他の資産の減少額	3,308	334,505
その他の負債の増加額	122,028	41,020
役員賞与の支払額	△ 13,700	△ 12,600
小計	6,183,813	5,703,516
利息及び配当金の受取額	34	19
利息の支払額	△ 64,008	△ 33,260
法人税等の支払額	△ 1,327,274	△ 961,296
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,792,565	4,708,978
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 1,130,647	△ 435,223
有形固定資産の売却による収入	—	546
無形固定資産の取得による支出	△ 3,394,399	△ 4,656,346
差入保証金の差入による支出	△ 85,037	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,610,083	△ 5,091,024
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金による収入	1,000,000	5,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 1,500,000	△ 3,100,000
配当金の支払額	△ 212,500	△ 212,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 712,500	1,687,500
現金及び現金同等物の増加額	△ 530,017	1,305,454
現金及び現金同等物の期首残高	1,733,336	427,882
現金及び現金同等物の期末残高	1,203,318	1,733,336

会社概要

商号	株式会社 ほふりクリアリング
英文商号	JASDEC DVP Clearing Corporation
所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
設立	平成15年6月6日
資本金	310,000,000円
株主	株式会社証券保管振替機構の全額出資
代表者	代表取締役社長 竹内 克伸
役員数	役員4名 従業員6名

(平成17年3月末現在)

事業内容

- ・有価証券債務引受業及び当該業務に附帯又は関連する業務
- ・一般振替DVP決済サービスの運営に関する業務

当期の営業成績

当社の全額出資子会社であります株式会社ほふりクリアリングは、平成16年4月6日に内閣総理大臣より証券取引法に基づく証券取引清算機関として「有価証券債務引受業」の免許を取得し、同年5月17日からDVP参加者（銀行17行、証券45社）を対象に、一般振替DVP制度に係る清算業務（債務引受け）を開始いたしました。

業務開始以降、株式市況の堅調にも支えられたことなどから、1営業日当たりのDVP振替件数は約6万件と当初予測を大幅に上回り、一般振替DVPが一般振替全体の約6割を占めるまでに至り、DVP参加者には主要な決済手段としてご利用いただいております。

当期は、主たる手数料収入であるDVP決済手数料の徴収標準となるDVP振替件数が当初の予測を大幅に上回る水準で安定的に推移するところとなりました。

この結果、当期の業績は営業収益が718,116千円、営業費用は610,208千円で、営業利益は107,908千円、経常利益は66,453千円となり、当期純利益は39,253千円となりました。

なお、当期において、321,077千円のDVP決済手数料の割戻しを実施いたしました。

また、平成17年3月末における総資産55,320,385千円には、参加者基金特定資産54,570,593千円が含まれております。

単体貸借対照表（単位：千円）

	当期末 平成17年3月31日現在
資産の部	
流動資産	55,314,339
現金及び預金	113,541
営業未収入金	122,441
前払費用	1,012
繰延税金資産	6,311
短期貸付金	500,000
参加者基金特定資産	54,570,593
その他	439
固定資産	6,046
有形固定資産	5,539
建物	4,246
工具器具備品	1,292
無形固定資産	230
ソフトウェア	157
電話加入権	72
投資その他の資産	276
長期前払費用	276
資産合計	55,320,385
負債の部	
流動負債	54,675,061
営業未払金	59,797
未払法人税等	26,222
賞与引当金	8,020
未払消費税等	9,353
預り参加者基金	54,570,593
その他	1,072
負債合計	54,675,061
資本の部	
資本金	310,000
資本剰余金	310,000
資本準備金	310,000
利益剰余金	25,324
当期末処分利益	25,324
資本合計	645,324
負債及び資本合計	55,320,385

単体損益計算書（単位：千円）

	当期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで
営業収益	718,116
営業収益	718,116
営業費用	610,208
販売費及び一般管理費	610,208
営業利益	107,908
営業外収益	823
受取利息	308
参加者基金信託運用益	478
その他	36
営業外費用	42,278
コミットメントフィー	33,294
参加者基金信託運用報酬	8,984
経常利益	66,453
税引前当期純利益	66,453
法人税、住民税及び事業税	24,156
法人税等調整額	3,043
当期純利益	39,253
前期繰越利益	△13,928
当期末処分利益	25,324

利益処分（単位：円）

	当期 平成17年6月21日
当期末処分利益	25,324,171
次期繰越利益	25,324,171

株券電子化に向けた取組み

■ 株券電子化とは

● 平成16年の通常国会で、株券の電子化に関する法律である株式等決済合理化法（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）が成立しました。これにより、CPや社債証券、国債証券に引き続いて、株券についても電子化することが可能となりました。

● 株式会社は、定款で株券を発行しない旨を定めることにより、株券を発行しない会社（株券廃止会社）となることができます。上場会社については、株式等決済合理化法の公布の日（平成16年6月9日）から5年以内の政令で定める日（施行日）に、一斉に株券廃止会社となることになっております。

● 株券廃止会社となった上場会社の株式は、新たな株式についての振替制度（新振替制度）における口座管理機関（証券会社や銀行等）が備える振替口座簿（電子帳簿）上に開設される株主の口座に電子的に記録されます。なお、株券保管振替制度（保振制度）は新振替制度の実施に伴い廃止されることになります。

■ 新振替制度の基本的な仕組み

● 新振替制度では、株式（振替株式）についての権利の帰属は、振替口座簿の記録により定まります。振替株式の譲渡は、口座振替により行います。

● 振替機関は振替株式の発行会社に対して、原則

として年2回、振替口座簿の記録をもとに株主を通知（総株主通知）いたします。これは保振制度における実質株主の通知と同様の仕組みですが、新振替制度では、保振制度と異なり、正当な理由がある場合には、発行会社から振替機関に対して、随時に総株主通知の実施を請求することもできます。

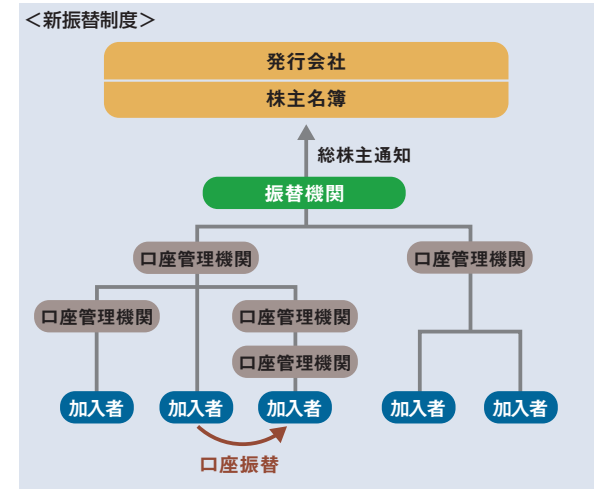
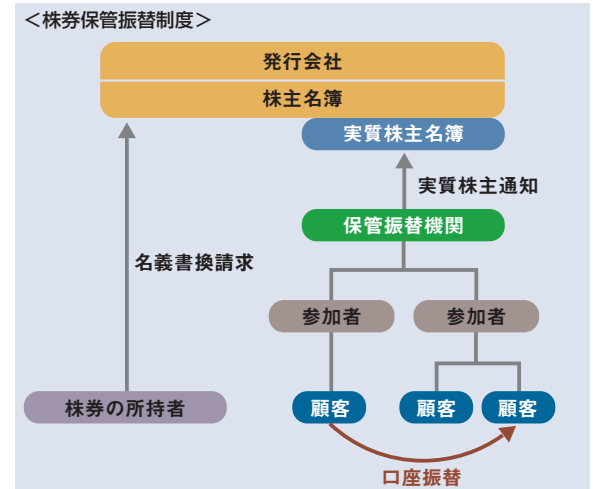
● 発行会社は、総株主通知に基づいて株主名簿の書換を行うこととなります。保振制度では、保管振替機関に預託されている株券については、株主名簿は保管振替機関の名義で記録され、実際の株主は実質株主名簿に記録されますが、新振替制度では、実質株主名簿はなくなり、実際の株主が株主名簿に記録されます。

● 株式併合・株式分割・合併など、発行会社のコー

ポレートアクションの際には、発行会社と振替機関および口座管理機関が手続きを行うことで、株主の口座の記録は自動的に変更されます。

● 振替株式について少数株主権・単独株主権を行使しようとするときには、株主は、事前に口座管理機関に対して、振替口座簿の記録を発行会社に通知するように申出を行う必要があります。振替機関が発行会社に対してその通知（個別株主通知）を行った後の一定期間内に、発行会社に対して権利行使をします。

● 発行会社は、正当な理由がある場合には、振替機関や口座管理機関に対して、振替口座簿に記録されている事項に係る情報を提供することを請求することができます。

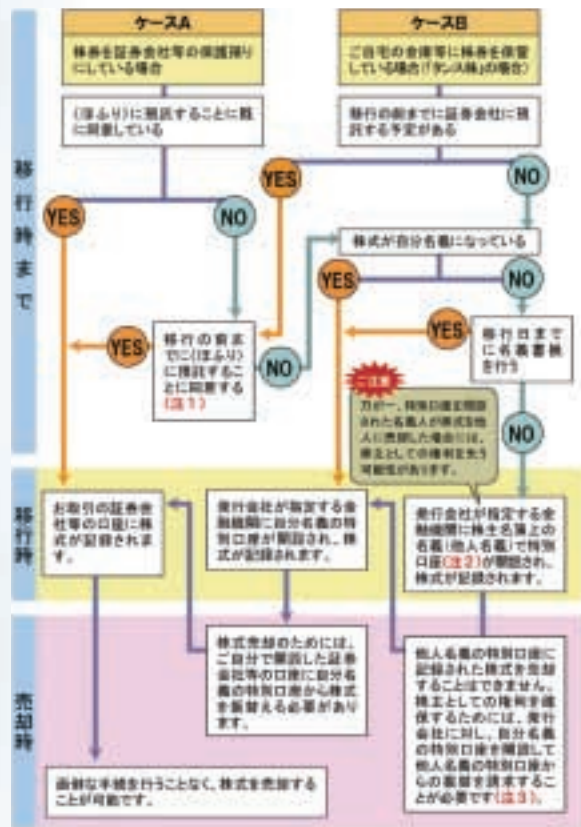


(注) 法務省資料を基に作成

■ 株券電子化への移行方法

- 上場会社の株券電子化への移行は、施行日において一斉に実施されることとなりますが、ほふりに預託されている株券と預託されていない株券とでは、移行処理の方法が異なります。
- ほふりに預託されている株券の移行は、施行日に、保振制度の参加者口座簿・顧客口座簿に記録された株式を新振替制度の振替口座簿に転記することにより行われます。
- ほふりに預託されていない株券（いわゆるタンス株券）については、発行会社の指定する口座管理機関に株主名簿上の名義人の口座（特別口座）が開設され、そこに株式が記録されることとなります。この特別口座からの振替については一定の制限があります。
- 株券をお手元にお持ちの方は、施行日の前にあらかじめほふりへ預託するか、株主名簿の名義を所有者本人の名義に書き換えておくことが必要となります。ただし、ほふりへの預託ができるのは、施行日の2週間前の日の前日までとなっております。
- なお、発行会社は、電子化への移行により効力のなくなった株券を回収しなくてもよいこととなっております。

■ 株券電子化への移行・株式の売却までの流れ



(注1) 移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までに関し、証券会社等は、顧客の承諾なく、保護預り株券を(ほふり)に預託できる措置が設けられています。(ほふり)に預託後、遅滞なく、証券会社等は、その旨を株主に通知しなければならないこととなっております。

(注2) 通常、口座開設は、株主が、金融機関に対して開設を申出ることにより行われますが、特別口座の開設は、株主のために発行会社が金融機関に対して申出を行います。

(注3) 発行会社に対する請求方法としては、①特別口座の名義人と共同して請求する方法、②特別口座の名義人に対して失念株主への名義書換を請求すべき旨を命ずる確定判決もしくはこれに準じる書類として政令で定めるものを添付して申請する方法、③その他省令で定める方法があります。

■ 株主・投資家にとってのメリットは？

- 株券電子化は、株主・投資家にとって次のようなメリットをもたらします。
- 券面の保管に伴う紛失や盗難の発生がなくなります。また、偽造株券を取得するリスクもなくなります。
- 会社の合併、株式交換等の企業再編などにおいて、お手元の株券を発行会社に提出する等の手続きが不要になります。
- 売買の際の株券の受渡が不要となり、証券取引に係る手間や時間が短縮されます。また、名義書換を忘れる心配もなくなります。
- 発行会社や証券会社等にとっても、株券電子化にはメリットがあります。発行会社は株券の発行に伴う印刷代や株券の回収・交付にかかるコスト等を削減することができ、証券会社等は株券の保管や運搬にかかるコスト等を削減することができます。

■ 今後の取組み

- 株券電子化のための法制度はすでに整備されましたが、株券電子化への移行を実施するためには、新振替制度の詳細な内容を決定し、その内容の実現に必要なシステムを開発し、テストを重ねていく必要があります。当社は、各関係者の皆様と共に、着実に準備を進めてまいります。

- 平成16年8月から開催されている金融庁主催の政省令対応に関する検討会において、今後構築すべき実務やシステムの方向性として、各関係者間で次のような基本方針が確認されています。
- 振替機関、口座管理機関、発行会社および名義書換代理人は、情報の標準化を図ることとする。
- 株主の名寄せは振替機関により新設され運営されるデータセンターにより一元的に行う仕組みを構築する。
- 株主対応窓口機能を、発行会社、名義書換代理人、口座管理機関および振替機関で分担する。
- 実質株主票、印鑑票は廃止の方向とする。
- 振替機関、口座管理機関および名義書換代理人は、その提供するサービスの対価の体系を合理的で説明可能なものとするよう配慮する。
- 平成17年4月14日に当社の業務委員会にて株券電子化小委員会の設置が決議され、その第1回目の会合を4月26日に開催いたしました。当小委員会では、今後1年ぐらいたを目途に制度要綱の策定を行います。検討課題は多岐にわたっておりますが、大きくテーマを4つに分け、専門の分科会（振替株式分科会、データセンター分科会、振替新株予約権付社債分科会、移行分科会）を設けて検討を進めてまいります。

(1) 短期社債振替制度について

Book-Entry Transfer System for Dematerialized Commercial Paper

短期社債振替制度とは

短期社債振替制度は、平成15年3月31日に開始し、CP（コマーシャルペーパー）を完全にペーパーレス化し、その発行、流通、償還をほふりのコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）の記録により行っております。

手形CPと比較した、電子CPの特徴は以下のとおりです。

① 券面が不要（電子化）

CPの券面作成事務・保管コスト、紛失・盗難リスクの削減を実現しました。

② 発行・決済の迅速化

約定から発行までの期間の短縮を可能としました。

③ DVP(Delivery Versus Payment)決済

電子CPの権利移転と資金決済のDVP化を実現しました。

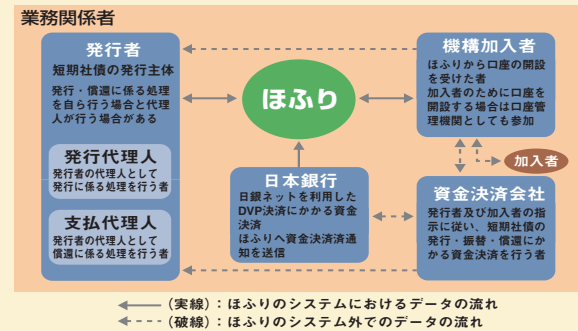
④ 流通の促進

流通は従来券面単位でしたが、「各社債の金額」単位で小口化して流通させることが可能となりました。

業務関係者

① 業務関係者

短期社債振替制度における業務関係者は次のとおりです。



② 現状

ほふりが電子CPを取り扱うことに同意している発行者数は17年5月末で315社（16年3月末比277社増）、機構加入者は58社（同11社増）、発行代理人・支払代理人は21社（同9社増）、資金決済会社は57社（同10社増）となっています。

DVP決済の仕組み

ほふりにおける電子CPの振替は、グロス＝グロス方式によるDVP決済が可能です。本制度におけるDVP決済は、証券の渡方からの振替申請

が行われると、ほふりが渡方の電子CPを便宜的に設けた口座に一時的に記録しておき、日本銀行においてこれに対応する資金決済が行われたことの確認をもって、当該電子CPを受方の口座に記録する仕組みとなっております。

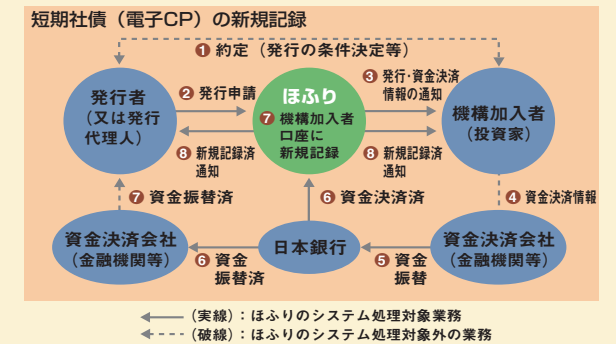
新規記録（DVP決済の場合）のスキーム

当制度において、電子CPの発行（新規記録）、振替、償還については、発行者または機構加入者が申請を行い、それに基づき手続きを開始します。ここでは新規記録（DVP決済の場合）の手続きについて説明いたします。

【新規記録】

まず、①発行者（発行代理人を含む。）は電子CPの約定後、②その内容を端末装置に入力することによりほふりへ通知します。これを受けてほふりは、銘柄を特定するためのISINコード、決済番号を付番し、③買方の機構加入者に通知します。④買方の機構加入者は資金決済会社に連絡を行い、⑤その資金決済会社は日銀ネットにより、決済番号を付して資金振替指図を行います。その後、⑥ほふりは、日本銀行から決済番号とともに資金決済通知を受けることにより資金決済が完了したことを確認し、⑦買方の機構加入者口座への増額記録を行います。その結果、⑧発行者及び買方の機構加入者は、ほふ

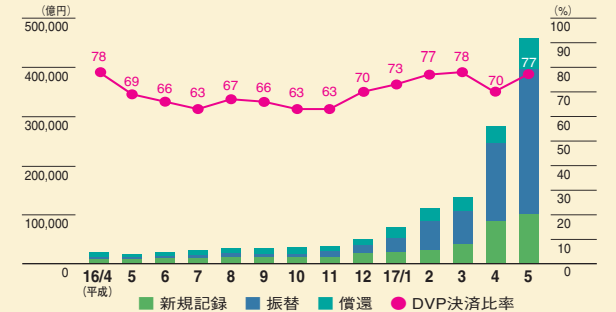
りから新規記録済通知を受領し、ほふりにおける新規記録の手続きが完了いたします。



新規記録・振替・償還額の推移

平成16年4月（月間）には新規記録が9,637億円、振替が4,413億円、償還が1兆553億円であったものが、平成17年5月には新規記録が10兆591億円、振替が29兆6,783億円、償還が6兆1,763億円と増加しており、制度の定着が進んでおります。

新規記録・振替・償還額及びDVP決済比率の推移



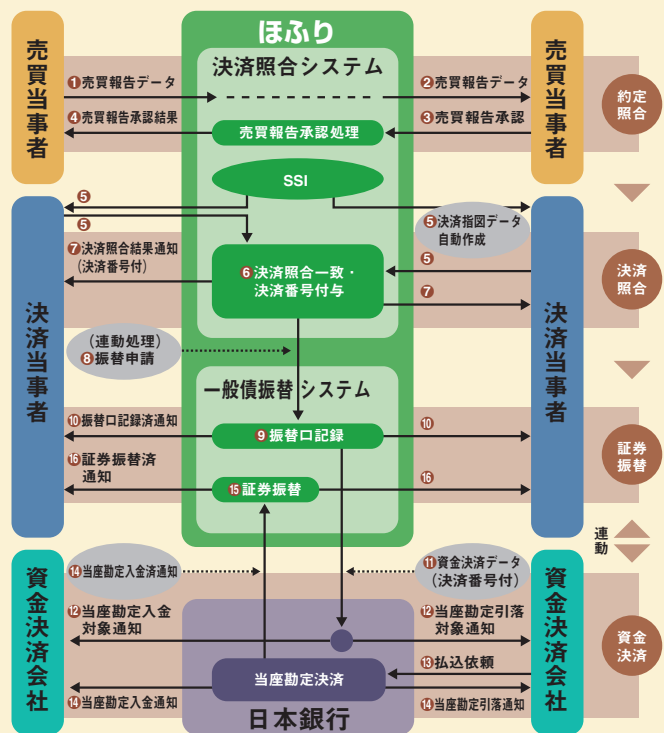
(2) 一般債振替制度について

Book-Entry Transfer System for Straight Bonds

一般債振替制度 平成18年1月スタート!

ほふりは、短期社債(電子CP)に続き、一般債を完全電子化した一般債振替制度を平成18年1月に開始する予定です。

一般債振替制度におけるDVP・STPのプロセス



一般債振替制度とは

①完全電子化

一般債振替制度では、完全な電子化を実現し、発行コストが削減されます。なお、現在の登録制度もペーパーレスですが、権利者に発券請求権があるため、現物債の発行への対応が必要です。

②残高管理に基づく振替制度

現在の登録制度では、登録機関が備える登録簿に額面券種及び記番号とともに権利者が記録されていますが、一般債振替制度では、口座簿に記録される残高の増減記録の仕組みによって権利の移転が行われることから、円滑な流通が行われることになります。

③多段階の階層構造の参加形態

国際的な連携による振替制度への参加など、参加形態は多様化することが予想されます。他者のために残高管理を行う口座管理機関が、振替機関に間接的に連なる多段階の階層構造を可能としています。

④DVPの実現

発行時、流通時、償還時全ての局面においてDVP決済が可能となります。このDVP決済の形式は、ほふりにおける証券決済(新規記録、振

替、抹消)と資金決済を一对のものとして結びつけ、即時に処理するグロス=グロス方式(BISモデル1)を採用いたします。

⑤STP化の実現

事務処理の効率化や事務リスクの削減を図るため、一連の事務処理を電子的な情報処理で完結できるシステム仕様としています。決済照合システムと連動することにより約定照合から決済までのSTP化を可能としました。

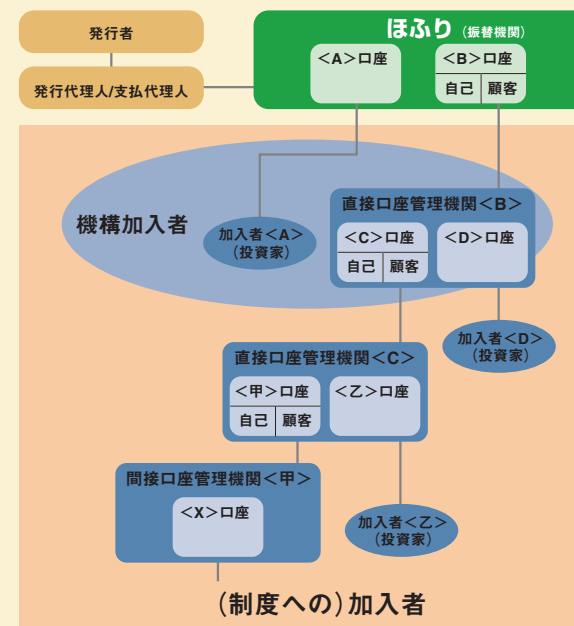
取扱対象の一般債

公募・私募を問わず、事業会社の発行する社債の他、様々な種類の債券を対象としています。また、変動利付債、外貨建債券も取扱可能となるよう柔軟な制度設計としています。

- 社債
- 地方債
- 資産担保型社債
- 特別債
- 外国または外国法人が発行する債券(サムライ債など)

※新株予約権付社債等エクイティ関連の社債等は、株券不発行制度の実現とあわせて電子化されます。

一般債振替制度への参加者



既発債の移行

平成20年1月6日以降は、振替債のみに非課税法人等の税制優遇措置が認められることとなりますので、登録債・現物債のままでは税制優遇が受けられないこととなります。そのため、既発の一般債について円滑に移行が行われるよう準備作業を進めております。

(3) 投資信託振替制度について

Book-Entry Transfer System for Investment Trust

投資信託振替制度とは

ほふりでは、「社債等の振替に関する法律」（以下「社振法」という）に基づき、投資信託受益権の電子化を実現する「投資信託振替制度」を平成19年1月から実施することを予定しております。

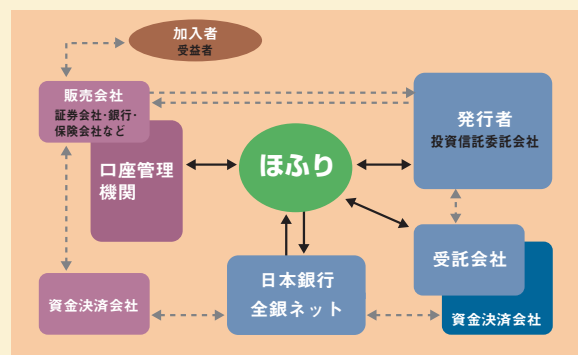
現在の投資信託の制度では、受益者の受益権を表章するものとして受益証券が発行されています。実際に受益者が受益証券を手にするものは多くありませんが、法律上、受益権の行使や譲渡は受益証券をもって行うことになっております。

投資信託振替制度を利用すると、受益証券は発行されません。代わりに、システム上の口座（振替口座簿）に記録して、受益者の権利を管理します。投資家が投資信託を買い付けた場合は、振替口座簿に口数の増加記録を行うことによって権利が発生します。解約や償還の場合には、振替口座簿から口数が減少記録されることによって、権利が消滅します。このように受益者が持っている振替投資信託の残高は振替口座簿で管理されます。

投資信託振替制度のメリットは

投資信託振替制度の仕組みによって、次のようなメリットが期待されます。

- 受益証券の発行・認証に係る事務コストを削減できます。
- 受益証券の発行に際して課せられる印紙税が不要になります。
- 運搬・保管に係るコストを削減できます。また、受益証券台帳の記入・管理に係る事務コスト、残高照合、券面調製や償還時の券面無効化のコスト等、現物の受益証券が存在することに伴う様々な事務・管理コストを削減できます。
- 紛失・盗難・偽造等のリスクがなくなります。
- 設定や解約、償還、振替等について、標準化された、より安全・効率的な決済スキーム（STP、円滑な資金決済等）が確立されます。



← (実線)：ほふりのシステムを通じてのデータの流れ
 ← (破線)：ほふりのシステム外でのデータの流れ

本制度の取扱対象

本制度は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する投資信託の受益権を取扱い対象とします。外国で設定された外国投資信託の受益権や親投資信託は、当面の間、取扱わないこととしております。

なお、既発行の受益証券や上場投資信託については、次のようになります。

●既発行の受益証券（特例投資信託）

既に受益証券が発行されている投資信託受益権についても、社振法の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行なわれたものには、本制度の利用により電子化することが特例として認められております。（ただし、平成20年1月5日までの政令で定める日（「受入終了日」）までに設定されたものが特例の対象であり、同日以後に受益証券で設定されたものは本制度を利用できなくなります。）

●上場投信（ETF）

ETFについては、現在、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づき、ほふりの保管振替制度の取扱有価証券となっておりますが、平成20年1月5日までの政令で定める日（具体的な日

付は未定）に同法の適用対象外となるため、それまでの間に社振法に基づく投資信託振替制度で対応することが求められております。

ETFは、他の投資信託と異なり、株式と同様に決済が行われている実態を踏まえ、原則として振替制度後の株式と同一のシステム基盤で処理を行うこととし、株式の振替制度対応と平仄を合わせて検討を進めて行くことを基本方針としております。

制度実施に向けた検討

本制度の実施に向けて、当社の「投信小委員会」にて検討を重ね、平成16年9月に制度の基本的枠組みとして「投資信託振替制度要綱」、平成17年1月にシステムの基本要件として「システム処理概要」をそれぞれ取りまとめました。

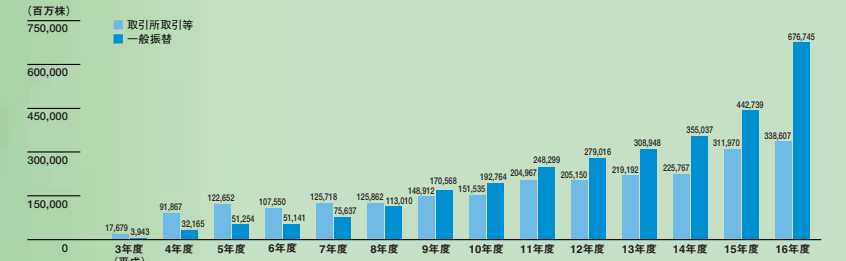
平成19年1月の本制度の実施に向けて、今後も引き続き同小委員会にて、実務面及びシステム面の詳細検討を行っていくことを予定しております。

株券等保管振替業務関連データ

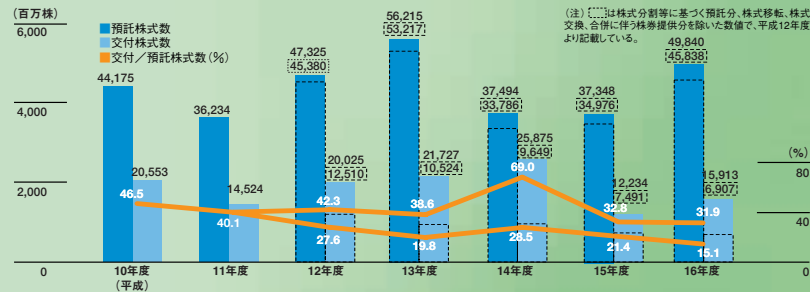
取扱会社数



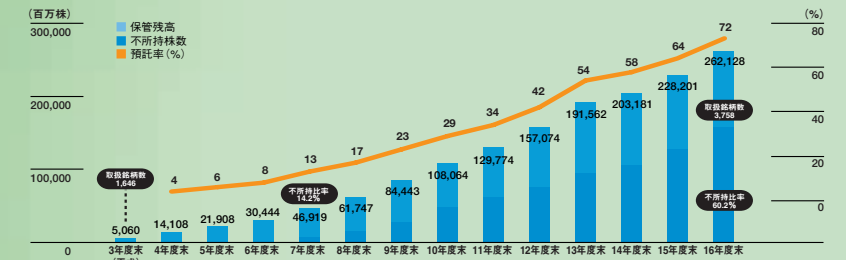
口座振替の状況



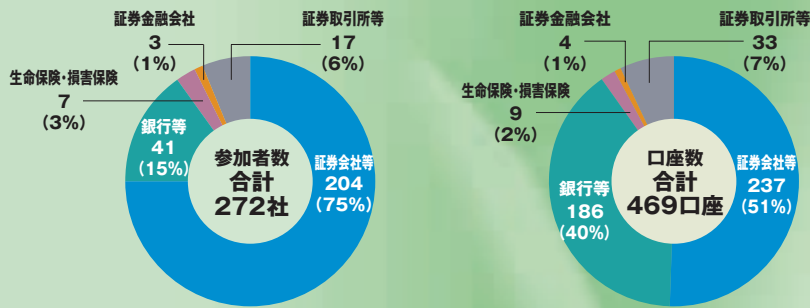
預託・交付株式数



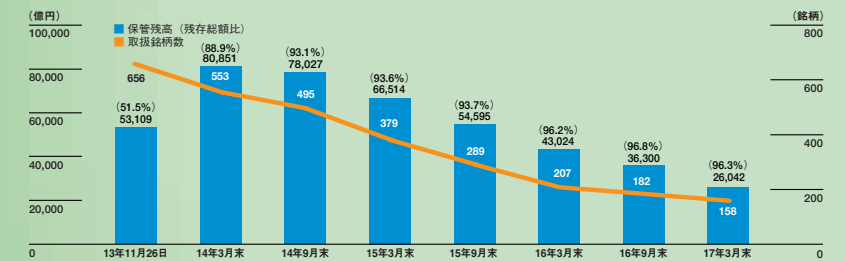
保管残高等の状況



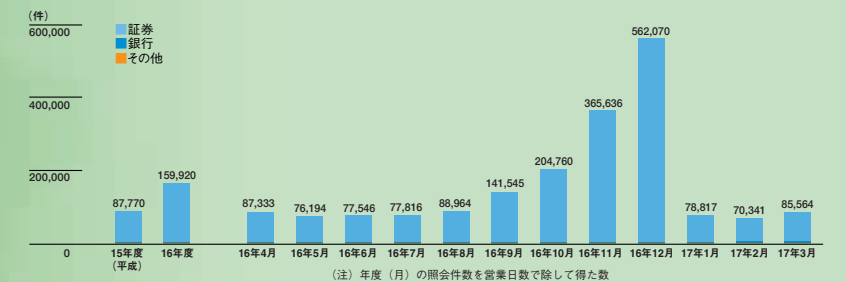
参加者の状況・口座数の状況



新株予約権付社債券 (CB) の保管残高及び取扱銘柄数



株券喪失登録情報等照会システムの利用状況 (1日当たり平均照会件数)

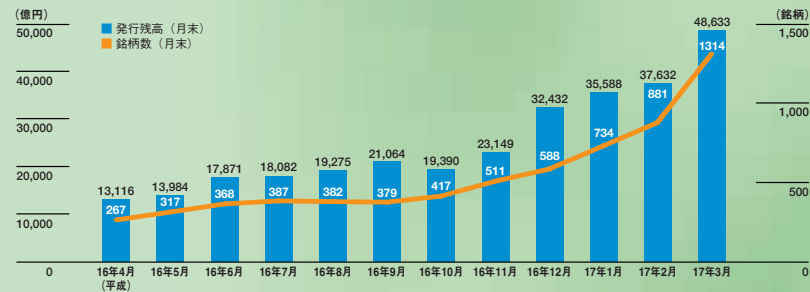


(注1) 銀行等には、農林中央金庫、東京証券信用組合及び(株)東京銀行協会を含む。
 (注2) 証券取引所等には、日本証券業協会、日本証券決済(株)、(株)日本証券クリアリング機構、(株)はふりクリアリング、証券代行業社(3社)、及び短資会社(3社)を含む。
 (注3) 口座数については、四捨五入の関係で、合計は100%にならない。

(注) 年度(月)の照会件数を営業日数で除して得た数

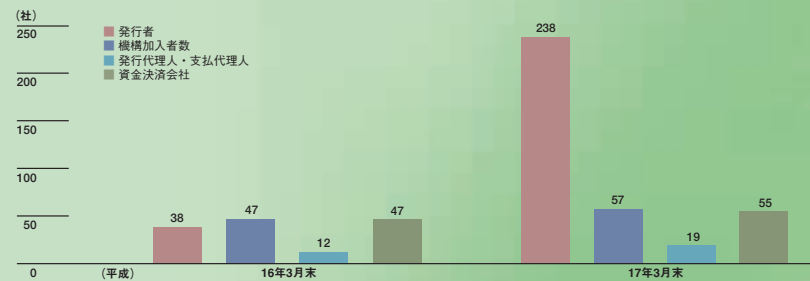
短期社債振替業務関連データ

発行残高と銘柄数の推移

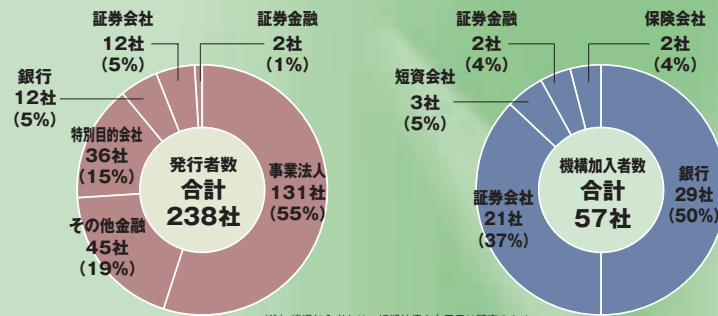


参加状況の推移と業種別分布

参加状況の推移



発行者数・機構加入者数

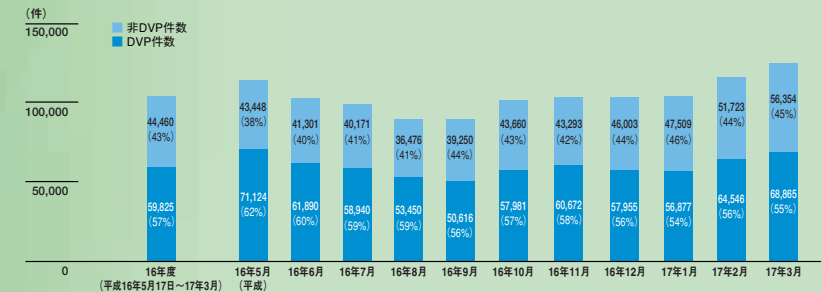


(注) 機構加入者とは、短期社債を自己又は顧客のために保有する目的で、ほふりに口座を開設する者

その他データ

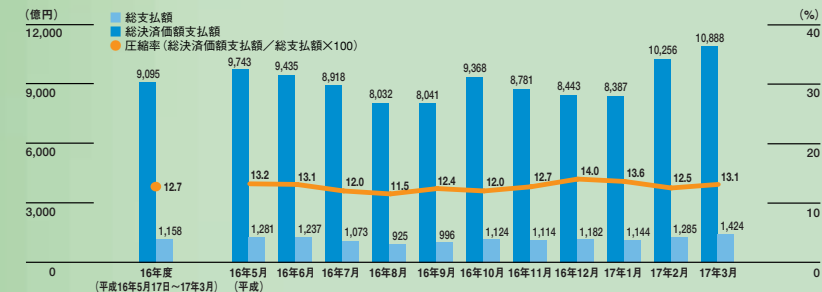
一般振替DVP業務

一般振替件数の状況 (1日当たり平均)



(注) DVP件数は、振替実行 (渡方DVP参加者からはふりクリアリングへの振替) に係る件数

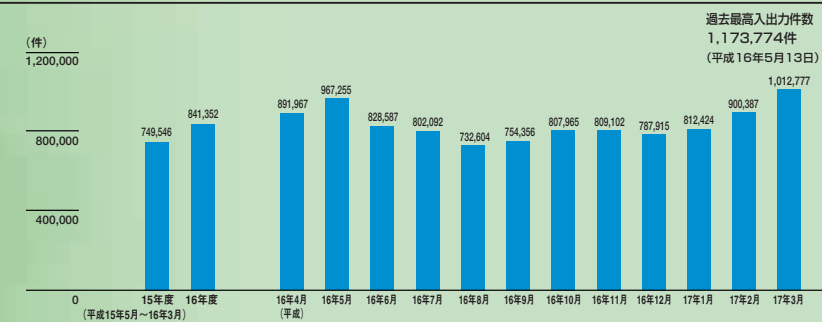
資金決済状況 (1日当たり平均)



(注1) 対象有価証券は、株券、新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券及び受益証券
 (注2) 総支払額は、証券振替の実行に係る金額
 (注3) 総決済価額支払額は、差引支払となった全資金決済単位の支払額の合計

決済照合業務

決済照合システム (第1期第3フェーズ以降) 入出力件数 (1日当たり平均)



過去最高入出力件数
1,173,774件
(平成16年5月13日)

■会社概要

商号	株式会社証券保管振替機構 (Japan Securities Depository Center, Incorporated.)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
設立	平成14年1月4日
代表者	代表取締役社長 竹内 克伸
主要な事業内容	1.株券等保管振替業務(口座振替業務・保管業務) 2.一般振替DVP業務 3.短期社債振替業務 4.決済照合業務 5.その他業務 ・株券喪失登録情報等照会システム (SITRAS)における情報提供業務等
従業員数	123名 従業員数には、他社から当社への出向者(57名)が含まれております。

■コーポレートガバナンスの状況

当社は、参加者をはじめ、投資者も含めた幅広い当社の制度利用者のニーズを踏まえた事業運営を行うとともに、公共性・公益性を維持した透明度の高い事業運営に努め、証券決済インフラの担い手として高い信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

この考え方の下、当社の役員については、取締役17名のうち13名が、監査役3名のうち2名が参加者並びに学識経験者及び発行会社代表等の社外取締役又は社外監査役で構成されており、取締役会を原則として毎月1回開催し、当社の経営の基本方針・重要事項について十分な審議を

■取締役及び監査役

取締役社長※	竹内 克伸 株式会社ほふりクリアリング取締役社長
常務取締役※	八木 征男 株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務取締役	村田 祥二
常務取締役	大前 茂 株式会社ほふりクリアリング常務取締役
取締役	伊地知 日出海 日本証券業協会証券戦略部門企画本部企画部長
取締役	川島 俊昭 日興シティグループ証券株式会社常務執行役員管理本部長
取締役	後藤 俊夫 三菱信託銀行株式会社常務取締役
取締役	清水 寿二 株式会社東京証券取引所執行役員 日本証券決済株式会社取締役社長
取締役	高橋 基 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員
取締役	武井 優 東京電力株式会社執行役員経理部長
取締役	田中 慎一郎 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
取締役	内藤 明 株式会社東京三菱銀行常務執行役員

行っております。

更に、取締役会等の会社の機関とは別に、取締役会の諮問に応じて、業務に関する重要な事項について検討を行う業務委員会及びその下に各小委員会を設け、参加者等の意見を当社グループの業務運営に十分反映させることとしております。

また、当社の全額出資子会社である株式会社ほふりクリアリングにおいても、同社の重要な事項については、当社の取締役会等に報告を行うなど、同様の考え方の下で事業運営を行っております。

(平成17年6月末日現在)

取締役	中村 昭彦 野村證券株式会社執行役員
取締役	幡部 高昭 住友信託銀行株式会社取締役兼専務執行役員
取締役	濱 邦久 弁護士
取締役	原文 之 UBS証券会社マネージングディレクター
取締役	前田 重行 学習院大学法務研究科(法科大学院)教授
常勤監査役	酒井 教夫 株式会社ほふりクリアリング監査役
監査役	日下部 健 新光証券株式会社常任顧問
監査役	久保 哲也 株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長

- (注) 1. ※は、代表取締役であります。
2. 取締役伊地知日出海、川島俊昭、後藤俊夫、清水寿二、高橋基、武井優、田中慎一郎、内藤明、中村昭彦、幡部高昭、濱邦久、原文之及び前田重行は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。
3. 常勤監査役酒井教夫、日下部健及び久保哲也は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

■株式の状況

会社が発行する株式の総数	10,000株
発行済株式の総数	8,500株
資本金	4,250,000,000円
株主数	191名

大株主

	持株数 株	出資比率 %
株式会社東京証券取引所	1,874	22.04
日本証券業協会	1,022	12.02
野村ホールディングス株式会社	485	5.70
株式会社東京三菱銀行	425	5.00
株式会社みずほコーポレート銀行	425	5.00
日興シティグループ証券株式会社	321	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	320	3.76
三菱信託銀行株式会社	290	3.41
資産管理サービス信託銀行株式会社	250	2.94
大和証券エスエムビーシー株式会社	230	2.70

■組織図

